

第1予算審査特別委員会（第4日目）

H29.3.22（水）10：00～

第二委員会室

開 会 9：57

委員長

おはようございます。

委員動静報告

委員長

ただいまの出席委員数は9名であります。
これより本日の会議を開きます。

教育費

委員長

教育費の説明を求めます。

田中部長

（教育費について説明する。）

委員長

説明が終わりました。

これより関連議案第21号、第22号、第26号及び第31号を含めて一括質疑に入ります。質疑ございますか。

木 下

127ページ、教育振興費の中で心の教育推進に要する経費、スクールカウンセラーの報酬が先ほどの説明で職員費に入ったことはわかりました。それで、学びサポーター報酬、昨年から見まして56万円ふえているのですけれども、その理由を教えてください。

次に、129ページ、その他教育振興に要する経費の、平成28年度予算に計上されていなかったスクールバス委託料が平成29年度予算で3,838万8,000円計上されています。その理由を聞きたいのと、もう一つは、委託契約の方法、それから算出の根拠、根拠については、人数によるのか、それとも距離によるのか、停車位置によるのか、いろいろあると思いますが、その基礎数字を教えてください。

次、137ページ、社会教育費の文化ゾーンの検討に要する経費、平成28年度予算90万円が計上されていましたが、29年度は、先ほどは減になったという説明だったのですけれども、計上されていないのですけれども、その検討は終わったのかどうかと内訳を知りたいと思います。

山本係長

学校サポート事業に要する経費の学びサポーター報酬が56万円ふえたという件に関しましては、昨年度まで学力向上に要する経費という事業がございまして、そちらのほうで一部学びサポーターの報酬を持っておりましたけれども、本年度学校サポート事業のほうに統合いたしましたために、その分が増額になったということでございます。

佐藤主査

私のほうからスクールバスの委託料に関して答弁させていただきます。

まず、28年度予算に計上されていなかったスクールバスの委託料ということですが、28年度も計上されておまして、そのときはその他諸費の中に含まれておりました。

続きまして、契約方法ですが、1社の見積もり合わせとなっております。長期契約ということで、28年から30年度の3年契約ということになっております。契約の根拠、金額の根拠ということなのですが、基本的に1キロ当たりの単価と1時間当たりの単価というものがございまして、それを現在の契約、江部乙コースですとか東滝川のほうのコースですとか、業者が走った時間等を掛け合わせて積算しているような形になっております。

吉住課長補佐

文化ゾーンの検討に要する経費についてのご質疑ですが、文化ゾーンの検討に

つきましては、教育委員会では文化芸術分野を活性化するための基本方針といったしまして、人材力、集合力、協働力の育成を目的に、文化ゾーンにある機能の集約を基本とした方針をまとめております。平成29年度からは、文化芸術分野に市の他の施策をあわせて、大きな視点を持って市長部局の中で検討を進めていくという予定です。

木 下 スクールバスの関係なのですけれども、その他の中に含まれていたと先ほど答弁ありましたけれども、金額はどのようになっていましたか。

佐藤主査 金額につきましては、平成28年度も29年度と同様の3,838万8,000円が計上されておりました。

木 下 くどういようですけれども、契約方法を具体的に説明していただけますか。1社の見積もり合わせということなのですけれども、1社にした、随意契約にできなかったという理由、それをお聞きします。

佐藤主査 スクールバスの契約につきましては、市内に運行できる業者がここ1社ということになっていまして、特随で契約をしております。

委 員 長 ほかに質疑ございますか。

水 口 まず、126、127ページの教育振興費の教職員住宅の維持管理に要する経費76万円ということで、多分年々減ってきているのだと思うのですが、現在管理をしている戸数が何戸あって、そこに入居されている方が何件いるのかというところをまずお尋ねしておきたいと思います。

それから、もう一点ですが、142、143ページの体育振興費の中の國學院大学陸上競技部駅伝チームの合宿受け入れ、昨年まで100万円だったのがことし70万円ということで、昨年はたしか2泊3日での合宿ということで100万円の計上。ことしは70万円の計上が、今どういう予定で計画を組んでいるのかということについてお尋ねします。

佐藤主査 私から教職員住宅の関係ご答弁させていただきます。

現在管理しておりますのは、全部で21戸でございます。そのうち2戸入居しております、江部乙の小中学校の教頭先生が入居しているような状況です。

石黒係長 國學院合宿の費用の件でございますが、29年度におきましても28年度同様の予定となっております。

水 口 まず、教職員住宅なのですが、以前は校長住宅、教頭住宅、それがいろんな時間の経過の中で廃止になって、どんどん教職員住宅が減っているということで、結局これに70万円強のお金がかかるということを考えると、今現在入居が2戸ということは、例えば江部乙地域ですとかよほど特別な地域を除いては、教職員住宅を廃止していくというような考えがあるのかについてお尋ねしたいと思います。

それから、國學院大学の合宿の受け入れなのですが、昨年2泊3日で、滝川市にとってこの合宿の受け入れがどれぐらいのメリットがあったのかということ考えたときに、ことしも2泊3日で70万円を拠出することにどういうメリットを求めているこうと考えているのか。以前でしたら、期間が長かったために、例えば子供たちの指導育成の時間があつたりですとか、滝川の市民の皆様方にもいろんな恩恵があつたと思うのですけれども、今の2泊3日という状況でどの辺にメリットを求めているこうとしているのか、その点についてお尋ねします。

佐藤主査 教職員住宅のこの後の方針ということなのですけれども、江部乙の小中学校の教頭先生が入居している住宅についてはまだ程度もいいものですから、これ以

景由課長

後も使用を続けていきたいと考えておりますが、残りの空き住宅に関しましては、状態のいいものから適時売却の方針で今進めております。

合宿につきましては、我々の意向プラス先方の意向ということもございまして、合宿日数につきましては先方のご意向も踏まえてということになってございまして、選手にとっても2泊3日ということは移動の疲労も出てくるかなと我々のほうとしては思っているところでございますけれども、先方のご意向もありまして、2泊3日ということで予定をさせていただいております。本市としてのメリットということでございますけれども、1週間に比べるとメリットは薄くなってくるなという感じはしているところでございますけれども、練習していることで市民との接点をふやす機会を設けられればなと思っておりますが、大きくメリットを出していくという具体案が今のところないのですが、検討させていただきたいと思っております。

委員長
三 上

ほかに質疑ございますか。

それでは、127と133ページなのですが、語学指導の外国青年招致事業、2つ合わせて約3,000万円ほど計上しておりますけれども、JETの関係だと思っておりますけれども、これは何人招致するのかということをもまず伺いたいと思っております。それから、129ページの第一小学校の特別支援教室の工事の関係なのですが、565万2,000円、この詳細を伺いたいと思っております。

131ページの小学校費と中学校費の就学援助の関係です。就学援助にはさまざまな援助があると思っておりますけれども、小学校から中学校に入るときに制服とかそういう入学準備に関するものがあると思っておりますけれども、その金額と、中学校に入ってから支給されるのかどうかということをも伺いたいと思っております。

135ページの給食配送の委託関係なのですが、これも詳細を伺いたいと思っております。

141ページ、たきかわホールの管理費負担金、1,000万円ほど昨年から見ると、先ほどの説明もあったように、減っております。ただ、3月31日でたきかわホール自体が休止するわけですから、なぜ500万円も計上するのかという単純な疑問です。

143ページ、河川敷のパークゴルフ場に関する道路標識の設置の費用です。これで約500万円弱。道路標識の設置でこれだけの金額が必要なのかということをも伺いたいと思っております。

山本係長

語学指導等を行う外国青年招致事業に要する経費の関係でございまして。小中学校で5名、滝川西高で2名ということで招致を予定しております。

佐藤主査

私のほうから、まず第一小学校の工事につきまして詳細を述べさせていただきます。内容につきましては大きく2点ございまして、1点目が、階段昇降機という、1階から3階まで児童を乗せて上げるエレベーターのようなものをつける工事となっております。もう一つは、トイレの改修ですけれども、トイレの出入り口等、車椅子に乗ったまま出入りしやすくするというような工事の2点となっております。

続きまして、就学援助の新入学児童の費用ということで、金額につきましては小学校が2万470円、中学校が2万3,550円となっております。支給の時期につきましては6月ということなので、入学してからの支給となっております。

石黒係長

パークゴルフ場の道路標識の工事の内容でございまして、道路標識自体につきましては364万7,809円となっております。新たに設置するもの、さらには既存の標示等を張りかえるものでございまして。なお、予算490万2,000円、

もう一本ございまして、管理棟で使用いたします移動式ハウスの基礎部分の設置工事費が125万4,000円となっております、合わせて490万2,000円となっております。

壽永係長

私のほうから給食の配送の関係を回答させていただきます。

まず、給食の配送の委託料なのですが、3つに分かれておりまして、月1回各学校でパンの給食が出るのですけれども、パンを工場から各学校に運んでいただくパンの配送料。あと、西小学校共同調理場から開西中学校へ、その後江部乙共同調理場から江部乙中学校へというルート、もう一つが、第三小学校から第一小学校へ、明苑中学校へという3つの配送のルートになっております。

平沼主任級主事

たきかわホールに係る500万円の負担金にかかわるご質疑でございますが、たきかわホールにつきましては市が区分所有者として占有しており、そこにかかわるビルの管理費としてスマイルビルの管理会社にお支払いする負担金となっております。金額の根拠でございますが、現在まだ相手方と交渉中ではございますが、これまでお支払いしてきた負担金の額、年間491万4,000円を基本として予算に計上したところでございます。

三 上

J E Tの関係です。小中学校で5人、西高で2人ということで、計7人招致される予定で、外国人に対する賃金というのは1人当たりどのくらいなのか伺いたと思います。そして、賃金のほかにどういったものがかかっているのか。2点目は、たきかわホールの関係です。先ほど491万4,000円年間かかるということで、これは例えば3月31日に締めて決定したとしても減額されないということでしょうか。あるいは、月割り単位で減額されて、3カ月分なり4カ月分なりかわからないのですけれども、そういうような金額になってくるということなのか伺いたと思います。

山本係長

1人当たりの報酬額ということでございますけれども、在籍する年数によりまして報酬額は変わってまいりますので小中学校の平均ということで申し上げたいと思うのですけれども、報酬と三法を含みまして1人当たり約438万円という金額になります。

また、そのほかどういった部分の経費がかかってくるのかというご質疑でございますけれども、J E Tプログラムを利用して依頼しておりますので、J E Tのほうに支払う負担金というのが1人当たり7万2,000円、5名ですので36万円。また、29年度については小中学校についてはA L Tの入れかえはございませんが、入れかえがあった場合については、帰国の旅費あるいは新しく赴任される新任の方の来日の旅費を別途負担する必要があるとございます。

平沼主任級主事

たきかわホールの関係でございますが、3月31日までは年間491万4,000円、月額ですと約40万円ほど、これをお支払いしていくと。来年度以降につきましては、状況の変化に応じて相手方と交渉してまいりますので、金額についてはまだ確定はしていないというところでございます。

委 員 長

ほかに質疑ございますか。

井 上

143ページ、パークゴルフ場の関係でお伺いいたします。パークゴルフ場は、私も好きなものですから20年以上はやっているのですけれども、今まで現場の視察というのは一回もしていないのだけれども、昨年の水害の影響というのは、ことしのオープンに全然影響がないのかどうかということです。

それと、道路標識の設置とか張りかえ工事ということがここにはあるのだけ

ども、この張りかえというのが、先ほどの関係だと芝の養生との関係もあるのではないかと思いますのですけれども、5月ぐらいからで間に合うのかなと思って心配しているのだけれども、教育長が本会議場で答弁をしていたのですけれども、メジャーな大会、ミズノカップだとかブリジストンだとか全日空だとか、いろんなところが大会をやっていて、そういうものの誘致ができたということは非常に努力されているという感じはしたのですが、どの程度の大会として考えられているのか。参集の人数だとか。それと、もう一つは、北海道コカ・コーラとの連携がありましたということで道新にこの間あったのですけれども、議会としては報告を受けていないのだけれども、どういう内容なのか。

それと、大きな大会の誘致等は、パークゴルフ場をグレードアップするのにはすばらしいことなのだけれども、市長は滝川市自慢のパークゴルフ場をつくるということを公約で選挙に勝ったわけなのですけれども、そういうことからいって、市民に愛されるということが第一の眼目だと思うのです。そのあたりの視点。後発部隊でやるので、心配している人は心配しているのだけれども、72ホールというスケールメリットが滝川の大きな売りだと思うのです。それもそうなのだけれども、滝川市民から愛されるパークゴルフ場としての新しい企画、子供たちも含めた、今のジェネレーションがやっているだけでなく、多世代にわたってやっていくとかいろいろやっていかないと収支が合わないと思うのです。その辺に対する企画がどういうふうになっているのか。

それと、もう一つは、ここの地域おこし協力隊の関連で400万円の人件費が盛られているのですけれども、この関係で優秀な人を引っ張ったと言われているのですけれども、地域おこし協力隊、これは期限があるように伺うのですけれども、その期限と採用の関係の形はどういうことになっていくのか。400万円では足りないと思うのですけれども、その辺の考え方について伺いたい。

まず、水害の影響でございますが、昨年8月の台風によりまして、パークゴルフ場浸水をいたしました。その後災害復旧工事を行ったところですが、降雪等による影響から一部、仕上げ部分が残っております。これにつきましては、今年度の融雪状況にもよりますけれども、4月中に残りの芝の整備を行います。実際のオープン予定につきましては、7月1日がグランドオープン、フルコースのオープンを予定いたしまして、5月中旬から6月につきましては仮オープンということで、27ホールの開放を予定しております。

それから、ミズノカップの誘致につきましては、毎年持ち回りということでローテーションが定まっている中、滝川市がオープンするということで、それに合わせて何とか誘致をいたしまして、9月2日に開催をいたします。集客人数につきましては、選手は300人程度と伺っております。また、パークゴルフ場の運営協力の協賛でございますが、北海道コカ・コーラボトリングさんのほうから年間30万円の運営協賛をいただいております。それに伴いましてパークゴルフ場のネーミングライツの使用権等を付与しております。

それから、市民に愛されるパークゴルフ場、どのような企画かということでございますが、委員がおっしゃいますように、既存のパークゴルフの愛好者、年齢層だけではなく、ファミリー層、さらには子供の層、さらには若者の層ということで、それぞれ集えるような教室、または楽しみながらパークゴルフをするというイベントを企画をいたしております。

それから、地域おこし協力隊につきましては、基本的には1年更新の契約とな

っております。

井 上

芝の養生ということからいうと、非常に芝は微妙なものだから、十分な期間がないと養生できないし、また非常に専門的なものになってくると思うのです。それを含めて仮オープンに間に合うということで理解しているのか。

それと、もう一つは、先ほどの質疑になかったのだけれども、このパークゴルフ場をオープンさせるということで、議員会等でも各地を歩いたのですけれども、札幌近郊だったのですが、非常にユニークな企画をいろいろしているなということで感心をしたのです。聞いてみると健康志向なのです。パークゴルフだけが健康のためというわけではないのですけれども、健康志向の工夫をかなりやっているのです。それには、健康ポイントだとかをつけたり、そこに行くことによってパークを楽しむとともに健康増進につなげているという、そういうコースがあったのですけれども、そのあたり新政会の代表質問の中に入れておいたのだけれども、余りぱっとした答えでなかったものですから、そういう新しい発想でいかなかったら、周辺には、大小はありますけれども、パークゴルフ場はたくさんあるのです。その中で収支を保っていくとなったら、そういう新しい発想がこのかいわいで必要だし、また特に滝川市民のパーク愛好者なんかは必ず回るのです。近隣、新十津川だとか雨竜だとか。そういう中にあって滝川に集客するとなったら、近隣からも来てもらわなかったらだめだということなのです。メジャーな大会の誘致もどんどんやったほうがいいと思うのですけれども、そういうことも含めて考えなかったら、私はいろいろと心配な話を聞くものだから、ここは別な視点も含めてやるべきだと思うのです。それがないと、滝川だけにパークゴルフ場があるわけでもないですから、その辺も含めて、教育長、どういう考えになっているのか。大事なことから一言言っておきます。今言わなかったら言う機会ない。だから、そこを含めて答弁してください。

石黒係長

芝の養生の関係ですけれども、5月、6月に予定しています仮オープン、27ホールですけれども、この部分につきましては、昨年の台風災害で被害がたまたま少なかった部分が27ホールございまして、それを仮オープンでご利用いただくということです。仮オープンは間に合う予定で進めております。

山崎教育長

新たな発想とか別な視点とか、そういったものも含めて視察等、職員が行っていますし、さまざまなアイデアについては意見をお聞きしながら進めてまいりたいと思います。答弁でも申し上げましたように、いろいろ市民の皆さんの意見を聞きながら、そういったものも参考に進めてまいりたいと思っています。

井 上

5月、そして本格オープンは7月ということになるものだから、これから聞いてやるというような、そういうような段階なのですか。必ずしもアクセスがいいという場所ではないわけ。だから、そういうことも含めて相当練っていると受けとめているものだから、その辺は大丈夫なのですか。

山崎教育長
委員長
副委員長

大丈夫と断言することはできませんけれども、努めたいと思っています。ほかに質疑ございませんか。

141ページ、たきかわホールの件なのですが、管理代行負担金500万円、これはこれからどうなるのか。例えばことは500万円。来年も500万円なのか。それとも、休止したホールを今後どうしようとしているのか。例えば駅前開発に無料譲渡するだとか。ずっとこういう管理代行負担金がかかるとしたらただの垂れ流しになるので、今後これをどうしようとしているのかということ。

それと、143ページに入っているかどうかわからないのですが、学校のスキー授業の件。数年インストラクターを頼んでスキー授業をやっているわけですが、ことしに関してはどこにその費用が入っていて、どういう積算をして、金額的には幾らを見ているのかお聞きいたします。

それと、東京オリンピック・パラリンピックの件ですが、合宿誘致事業75万7,000円、これは、私は以前に一般質問したのですが、かなり難しいと。果たして誘致できるのかと。この75万7,000円に対する、どういう知恵を考えているのか、それが果たして可能なのか、それとも無駄なのか、その辺の見解をお尋ねします。

景由課長

たきかわホールのご質疑ですけれども、まず区分所有者ということで床を所有していることから発生する経費でございますので、床を持っている以上はかかってくると。金額については、状況の変化がございますので、今管理契約に基づいて交渉しているところでございまして、これについては変更があり得るというふうに考えています。今後につきましては、床を持っている以上は払わないという部分は選択肢としてありませんので、床を手放すかほかの活用をするかということについては、結論は出ておりませんが、今後検討していく事項になるかと思えます。

寺嶋課長補佐

スキー指導の関係だったのですけれども、こちらは127ページの学校サポート事業に要する経費になります。こちらに入っております、スキー授業の関係につきましては滝川スキー協会さんのご協力をいただきまして、いつもお世話になっているところなのですけれども、今年度につきましては江陵中を除きまして6小学校、3中学校、合わせて9校について70回程度ご指導いただきました。報酬の関係なのですけれども、今1回につき1,500円という形をお願いしているところです。こちらにつきましては延べ120人分ということで、今回でいいますと18万円計上しているところです。積算根拠につきましては、今そっち岳とかもい岳と2つのスキー場で指導をお願いしておりまして、そちらにかかりますガソリン代と、それからスキーワックス代、それからリフト使用料ということで、こちらの平均を合わせて1回当たり1,500円ということでお願いしているところです。

石黒係長

東京オリンピック・パラリンピック合宿誘致の進め方でございますが、なかなか合宿誘致ということで苦戦をしておりますけれども、現在イギリスのパラカヌーチームのほうに、国内の方の仲介をいただきまして合宿の誘致のご案内を差し上げているところでございます。まだ返答等がございませんので、引き続きコンタクトをしているところでございます。そのほか市内におきましては、合宿誘致または他国との交流の準備といたしまして、アダプテッドスポーツといたしまして、障がい者が主に行う、誰でも楽しめるスポーツというものを通しまして、障がい者に対する市内の方の理解を深めていただくということも併用して行っております。

副委員長

たきかわホールの件なのですが、床を所有している間にかかる、それは当然なのです。その辺法的な見解はどう見えますか。

委員長

一旦休憩します。

休 憩 10:43

再 開 10:44

委員長

休憩前に引き続き会議を再開します。

景由課長

委員 長

小 野

答弁を求めます。

関連する部署と連携をした中で今後の対応については検討していくということでお答えさせていただきたいと思います。

ほかに質疑ございますか。

まず、129ページでございます。同じく10款1項3目の中の児童見守りシステムの管理に要する経費なのですが、この減額の理由。

それから、131ページの10款3項1目かな、学校管理費の中の要保護と準要保護の生徒就学援助費ということがあるのですが、先ほど三上委員も聞いたのですが、この中の減額されている理由についてお聞きをします。

それと、141ページ、音楽公民館の運営管理に要する経費なのですが、これについては減額にはなっているのですけれども、たきかわホールやなんかがなくなりますので、この利用がふえるのでないかと思うのですが、減額された、その辺の理由を聞きたいと思います。

それと、郷土研究会補助金10万円とあるのですが、これの内訳を教えてください。

それと、143ページ、10款7項1目体育振興費の中で体育協会の運営管理費補助金、この減額された理由についてお聞きします。

それと、10款7項2目の中の滝川市営球場の改修工事についてお聞きします。実施設計できていると思うのですが、まず内訳についてお聞きします。暗渠の工事費とその範囲。それから、芝の張りかえ、これは何芝を使うのか。それと、今回名簿の中に入っていないかもしれませんが、グラウンドの土の多少の入れかえはあるのかどうか。それと、スコアボードのパソコン操作機更新のようですが、これはどこの範囲までやるのか。それと、今使っている操作機、下取りされるかどうかわかりませんが、その後の対応をどうするのか。それと、外野のラバーフェンス改修はどの範囲までやるのか、内野の範囲から外野一円やるのか、その辺を確認いたします。

それと、石狩川パークゴルフ場について、各委員が話しましたが、グラウンドオープンの準備が進んでいるようなのですが、まずお聞きします。昨年確認したときに、芝の養生がありますので、施設の準備がきちんとできてからでも遅くないのでないかという話はしたのです。その中で、パークゴルフの協会の人なんかから一部仮オープンするというような話が聞こえてきたので、再確認したときに、仮オープンする予定はないとお聞きしました。それが仮オープンするという、その理由は何なのか。このとき言われた、仮オープンはないと言った答弁はどうか。また、仮にオープンするとしても、27ホールやるのですが、単に27ホールを一边倒でやるのか、あるいは芝の養生も含めて巡回してくるくる回しながらやるのか、その辺をどうするのかということと、パート、臨時職員は何名用意しているのか。あるいは、一部聞きましたけれども、さらにお聞きします。オープンに向けたスケジュールはどうなっているのか。それから、旧ゴルフ場の機材等ありますけれども、再利用は可能なのかどうか、その辺準備しているのかどうか。それと、コーラやなんかは聞きましたけれども、広告、PRなんかしていると思いますが、その成果は出ているのか、あわせてまださらにスポンサー契約はあるのかどうか確認します。

それと、井上委員やなんかも聞きましたけれども、クラブだとか町内会、企業等に入会案内、あるいは大会のPR、開催に向けた活動はしているのかどうか。

ちょっと活動が小さいのではないかなと。今からやっておかないと、例えば町内会の活動やなんかも言っておかないと行事が入らないのです。今度総会やなんか入るので。その辺の対応が少しおくらしているのではないかと、真剣にやっているのかどうか確認します。その他諸費、先ほどお聞きしましたけれども、移動バス、テント、備品、広告費などと言いましたが、その内訳についてお聞きします。

佐藤主査

私のほうからまず児童見守りシステムの減額についてお答えいたします。見守りシステムに要する経費ということで、ＩＣタグというのをつけて児童の見守りをしているところですが、それに必要な電池代とかそういった事務用品の関係、消耗品の分が減額になっております。それは、ことしの分が若干残っているといえますか、来年度そこまでなくても対応できるということで、減額ということになっております。

続きまして、要保護、準要保護の就学援助費の減額の理由ということなのですが、対象の児童生徒数の減ということがまず１点の理由になります。来年度の人数というのはどうしても正確に把握できませんので、現在28年度の認定者数をそのまま学年をスライドさせるような状況をして、小学校の新１年生につきましては過去の認定率の平均で掛けたような数字を出しております。ですので、その関係で、どうしても児童生徒数、今減っているような状況ですので、人数の減に伴う予算の減。あと、各就学援助で、例えば修学旅行費だとかは６年生しか出ないという、そういう各学年でしか出ないという費用があるのですけれども、そういった費用のかかる学年の生徒の人数でもそういう増減がどうしても出てしまいますので、今回につきましてはそういった形で、修学旅行費のほうの減とかというものが含まれている形で減額という形になっております。

小山館長

郷土館に要する経費における郷土研究会の負担金10万円の増額に関する内訳のお答えをさせていただきます。郷土研究会の補助金でございますけれども、通常3万5,000円を支給しております。それに加えて、2年に1回なのですが、郷土研究会の会報といえますか、冊子、「そうらっぷち」という研究の成果を発表する会報がありまして、それに対しまして隔年で10万円増額して支給しているところでございます。平成29年度につきましても、平成29年度の3月、30年の3月に発行を予定しているところでございます。250部を発行予定ということになっております。

10万円の増額については以上でございます。

平沼主任級主事

音楽公民館の運営管理に要する経費についてのご質疑でございますが、今年度行った階段室サッシ枠修繕工事が終了したことに伴います来年度の減でございます。指定管理代行負担金のみでございますと3,000円の増額となっております。たきかわホールの休止に伴いまして、音楽公民館の利用者がふえることは期待はできますが、それ以外についても、今後も利用者がふえるよう検討してまいりたいと考えております。

石黒係長

まず、体育協会運営管理費補助金の主な減でございますが、一般管理費の節約により減でございます。

続きまして、滝川市営球場改修工事ですが、実施設計につきましては29年度予算に計上しておりますことから、まだこれからのお話になります。

それから、暗渠工事につきましては、内野、外野を予定をしております。芝の

張りかえにつきましても、外野全面を予定しております。それからあと、グラウンドの土の入れかえにつきましては、基本的には内野、外野を不足分補充するという設計を予定しております。それから、スコアボードパソコン操作機器の更新ですが、パソコンの不調ということから、パソコンのみの機器更新を予定しております。それから、ラバーフェンスにつきましては、球場の全面につきまして補修をする予定でございます。

それから、パークゴルフ場の関係でございますが、まず仮オープンに関係でございますが、当初、昨年秋に仮オープンをする予定でございましたが、8月の災害によりまして仮オープンができないことになりました。当初、災害に遭う前につきましては本年5月のグランドオープンを予定をしておりましたが、災害の復旧に伴いまして昨年の仮オープンがなくなりまして、本年5月、6月を仮オープン、7月をグランドオープンという予定になっております。

それから、臨時職員の数でございますけれども、今3名の雇用で対応を予定しております。

それから、オープンに向けましたスケジュール、先ほどのご説明ともダブりますが、4月に芝補修の一部を行いまして、5月中旬から6月末までが仮オープン、7月1日がグランドオープンの予定となっております。

それから、西公園パークゴルフ場の機材等の再利用につきましては、協会さんのほうとも調整をいたしまして、使用できる機材等を再利用するということで協議済みでございます。

それから、企業等の広告などPRの成果ということでございますが、現在スポンサー契約、運営協賛協力につきましてはコカ・コーラさん1社のみとなっております。

それから、パークゴルフ場ご利用のPRでございますが、協会を初めPRをしているところですが、委員がおっしゃいますように、市内、町内会、クラブ、企業等のPRにつきましては、PRのもととなりますPRチラシですとかポスターができ次第、また新年度予算で執行するものですから、議決次第すぐPRに回れる待機をしておりますのが現状でございます。

それから、パークゴルフ場、その他諸費、主なものでございますけれども、賃金が234万2,000円、3人分の人件費になります。消耗品費が194万6,000円、事務用、コース用消耗品ほかになります。印刷費が101万円、スコアカードなどの印刷代となります。それから、使用料及び賃借料が356万8,000円ということで、管理棟ハウス自動券売機リース料ほかとなっております。それから、備品購入費が406万円で、事務用、コース用品、備品ほかとなっております。

小 野

まず、市営球場の芝張りかえについては外野全面と答弁いただきましたが、何芝なのか、この返答がないので、芝についての返答をお願いします。

それと、グラウンドの土入れかえは内外野一部補充ということなのですが、一部の補充という解釈ということは、部分的にはつかまえていないと思うけれども、これは返答できないのか。スコアボードのパソコン操作機ということで、パソコンだけを交換するということなのですが、どの範囲までというか、今ある操作機はどうするのか、その返事がないので、その辺も返答ください。

それと、外野のラバーフェンスということは、要するに全面張りかえということですか。交換するということなのか。その確認です。

それから、パークゴルフ場について聞いたのですが、去年の予定は5月にグラ

ンドオープンする予定が、そのときに話したときには予定はないということだった。仮オープンは。そういう話を受けたのだ。ただ、水害を受けたからこういうことになったということだったら、一部にそういう話はないかという話で市長にも一回確認したのですが、そういう話はありませんということだったのです。一部の人にはそういうことはいいですよと話した。その結果、責任はどうするのですか。私が言った責任は、覆すのだから。そういうことをやるのだったら言わないほうがいい。きちんとそういうことをやってほしい。

それと、各クラブ、町内会、PRをやっていますかということで、でき次第やりますというのは対応が遅い。3月ですよ。今からやってそれだけの実績がとれるのですか。赤字がはっきり見えているではないですか。そんな腰の重いことをやっていたら、何やっても同じ。もう少し真剣になって協会の人に一生懸命お願いしたりなんかしながら真剣にやっていったら伸びると思います。今こんなことやっていたらじり貧です。72ホールなんて絶対に使い切れません。閑古鳥が鳴く。新十津川、芦別と同じです。いい実績があるのだから真剣になってやってください。今言ったことについての返答をお願いします。

景由課長

まず、市営球場についてですけれども、芝の種類については、まだ特定をしていることではございません。

それと、グラウンドの土については、不足する量については補充をするということで予定をしています。

スコアボードのパソコンについては、もう使えないものについては廃棄ということになると思います。

外野のラバーフェンスにつきましては、補修をするということで予定をしています。

それと、パークゴルフ場につきましては、仮オープンの話がどういう話だったのかというのが確認ができないのですけれども、当初お話をさせていただいたのが、新年度5月にオープンしますと。秋に芝の状況によってはお試しをしていただく日を設ける可能性はありますというお答えをしていたのではないかなとしているのですけれども、その辺の行き違いがあるとすれば謝罪をさせていただきます。ただ、当方としてはそのように周知をさせていただいた、答弁をさせていただいたということでご理解をいただきたいと思います。

それと、PRにつきましても、当初予算の議決等の関係もございまして、準備については既にでき上がっておりますので、チラシも今手元にあります。あすの議決を待って即PRに回りたいと考えてございます。

小 野

芝については、はっきり明確に何芝を使うとか聞いていないのですが、極端なことを言いますと、芝だって、これだけお金をつけてせっかく芝を張りかえていても、単なる芝を使ってしまうと、年内のうちに必ず剥げてしまいます。おかしくなってしまう。例えば雪印を使うとかになるとお金は確かにかかるのですけれども、そういう芝の勉強もしているのかどうか。ただやればよいということで表面ができたって、利用者がどんどん、使ったら必ず穴がいたりします。

それから、パークゴルフ場については、今言ったとおり、仮オープンする予定はないという話はきちんと聞いたのです。ここで声を大にして言ってもあれだけれども、そう言ったことに対して、今こういうふうになったから仮オープンしますよとかということになると、ビアパーティーやなんかの話の中でもオー

ブンするのかと。そんなこと確認していません、ありませんと大勢の人に話をしているのです。結果的にそれが覆されたということになると立場がないのです。だから、その辺は明確にきちんと何かの方法で周知してもらわないと困りますので、一回確認しなければだめだなということなのですからけれども、その辺の答弁についてはどうですか。

委員長 確認なのですからけれども、仮オープンはしないということを小野委員がお聞きしたのは、委員会とか一般質問とか、そういう議事録に残る場なのですか。

小 野 今持っているのは、私の去年の予算委員会の質疑なのです。去年、10款7項2目体育施設費、整備に要する経費についてこのときにお聞きしているのです。芝養生管理業務委託料、部分的に開放する考えはあるのかという話をしたのですが、開放するに当たって部分的な予定はないという返事を伺っているのです。

委員長 去年の予算委員会で質疑をして、そういう答弁をもらっているということですね。一旦休憩します。一旦議事録の精査をしますので、休憩をいたします。再開は未定ですが、精査次第ということで、再開を11時15分といたします。

休 憩 11:04

再 開 11:18

委員長 休憩前に引き続き会議を再開をいたします。

ここでは、去年の予算委員会での小野委員の質疑、それから答弁について、議事録なので当然要旨ですがけれども、一応読み上げます。昨年のお話です。小野委員が、ことし芝刈りの業務委託に入りますけれども、コースをある程度養生できたら、全コースではないのですけれども、部分的に開放するというような方向があるという話が耳に入ったのですが、結局それをやるとまた養生の問題が出てくるので、その辺の管理を含めた中で部分的な開放を考えているのかお聞きしますという質疑です。それにご答弁が、部分的開放のご質疑ですが、芝の養生を優先することを考えておりますので、部分開放については考えておりません。これは1年前の台風被害がある前、昨年の秋のオープンが予定だったという状況での質疑、答弁というふうにご判断をいただいた上で、その関係についての質疑の答弁を求めます。

景由課長 今委員長のほうからご説明ございましたけれども、去年の予算委員会でのご質疑については、我々としては28年の芝の業務委託、養生の状況を踏まえて、芝がいいようであれば秋に部分的に開放をする考えがあるのかというご質疑と捉えた上で、部分開放については、芝の養生を優先させていただくので、考えはございませんという趣旨でのご答弁をさせていただいておりました。そこは行き違いがあるかもしれませんが、そのような趣旨であったということで、29年度の当初に仮オープンをする、しないというのは、この時点では29年度の仮オープン自体考えにはなかったもので、そのように答弁をさせていただいたということでご理解いただきたいと思います。

委員長 その後、要するに台風被害の後5月仮オープン、7月オープンというのに決まった経緯についても補足して説明してください。

景由課長 8月に台風被害がございまして、その復旧に入ったわけですからけれども、河川敷ということで、復旧の工事、河川敷の占用の許可というものの変更申請をしておりまして、それがおりたのが29年1月ということになります。その許可がおりた後、これで正式に使えるということで、5月の仮オープン、7月の本格オープンということで決定をさせていただいております。

委員長
景由課長

小 野

委員長
清 水

もう一つの質疑の球場の芝の種類の関係なのですが、ご答弁をお願いします。メーカーの指定ということは、雪印さんの芝がいいという話は、メーカーを言ってもらったのですけれども、こういう種類の芝がいいというお話についてはお伺いしておりますので、それも踏まえて検討させていただきたいと思います。パークゴルフの件についてですが、これについては今議事録が言われたのですが、その間にいろんな進行の中で、コースのニアミスがあるとかという話の中で紆余曲折して変わってきていますので、その中で水害がついたという中身でこういう経過になったのでないかなと。私も血が上り過ぎていろんなことを申し上げましたけれども、これについてはそういうことで了解得ました。今後いろんなことで前向きに進んでほしいと思いますので、よろしくお願いします。ほかに質疑ございますか。

まず議案第26号、西公園のパークゴルフ場の廃止関係ですが、この廃止に伴って、公園の復旧工事はいつ行われ、その費用は予算計上されているのか。西公園の歴史は30年近いものがあるわけで、ここを使っていた方々にとって、自転車で来ている、あるいは歩いて来ている方々は、今度ふれ愛の里線は1日2便ということで、自転車で直接行く以外はなかなか行けないと。ほかの方の車に同乗するなど。そういう点で、西公園でパークゴルフをされていた方の中かなりの方々がパークゴルフができなくなるということが想定されるのですが、どのように把握をされているか伺います。

次は、議案第21号ですが、暫定的に既に342席、712席の項目も含めて実施をされております。この暫定が解ける料金表ということでの改定案ですが、28年度の342席あるいは712席での利用実績で、どの程度利用人数や回数あるいは収入がふえているのかということをお伺いいたします。また、小中高校の授業でこれを使用すると。授業関連でということで同額の補助が出ている場合があると思いますが、どういう場合にそれが行われているのか。また、授業に全く関係なく小中学校、高校の部活で利用するような場合、これについても同額補助の制度があるのか。あるいは、ない場合、こういう小中高校生の利用についてはもっと安くするというような検討をされたのかどうか伺います。

次に、教育振興費、127ページ、学びサポーターですが、1,016万円で15人の元教諭の方が臨時職員として活躍していただいていると。滝川市の学校教育のすぐれた点の一つですが、まず制度開始から何年たち、どのような成果を上げているか、一方、財源は全額一般財源であることを確認します。

次に、特別教育支援員、6名ということですが、どのような児童生徒を対象にしているのか、業務内容、また臨時職員か、財源について伺います。

次に、語学指導等を行う外国青年招致事業については2,287万1,000円、人数については先ほどご答弁ありましたので、職員費ではなく報酬に計上されておりますが、嘱託職員だと思っておりましたが、そうではないのか。JETとかわれますが、1人当たりの交付税の基準財政需要額、次に1人当たりの歳出、報酬その他ということで伺います。

次に、外国青年のALTの方々の職務上の管理ということで、まず誰の指示で、職名で結構ですけれども、どういう指示系統で動いているか、また日本語の習得状況や日本の慣習を理解してもらうためにどのような研修を行っているか。

次、教育管理費、私立幼稚園就園奨励費補助金6,023万5,000円ですが、129ページです。今年度の実績で、支給人数、支給総額、市税滞納者に対するサービス

制限で給付されなかった人数と金額、年度途中で復活支給された人数と金額、在園児数に対する支給数、割合について、新年度の予算を検討する上でお聞きをしたいと思います。次に、私立幼稚園在園児数が減少しているようだが、推移について、いつから減少に転じたのかも含めお聞きいたします。

次に、少人数学級実践研究事業ですが、対象クラスの状況、学校と人数について伺います。採用教員について、身分は嘱託職員か、報酬は年収で幾らかもお伺いいたします。

小学校、中学校通して要保護、準要保護就学援助について伺います。人数、割合、前年度比で伺います。

高等学校費、情報処理教育の振興、133ページ、パソコン、IT機器の5年リースということですが、まず機器の保守管理を行っている業者は市内業者か、また市内の企業、人材で保守管理は可能ではないのか。次に、なぜ購入でなくリースにしているのか、リースの更新時期が来たら機器の所有権は市に移るのか、またその場合の機器の処分方法について伺います。

保健体育費、温水プール運営事業補助金ですが、一般利用の状況で、メダカスイミングクラブ、その他障がい者の利用について、新年度の予算を検討する上でお聞きいたします。

河川敷パークゴルフ場については、市民無料オープンが5月に行われるわけですが、トイレ、休憩所、道路標識設置、これらの工事は全て無料オープンの前に終わっているのかどうかだけお聞きをいたします。

石黒係長

西公園パークゴルフ場の撤去についてでございますけれども、予算につきましては新年度予算の体育施設費で112万8,000円を計上しております。撤去時期につきましては、融雪状況にもよりますが、4月以降融雪状況を見ながら、早期に着手をしたいと考えております。

また、これまでの西公園利用者の方が、西公園の廃止に伴いまして、新しいパークゴルフ場の利用についての便につきましてはふれ愛の里線のみ運行となっておりますけれども、終点のふれ愛の里に、現在では無料で利用できるような自転車などを配備するといったことで検討しております。

土橋係長

まず、大ホールの細分化についての利用状況についてでございますけれども、試行期間中の利用状況につきましては、342席での利用が2件、717席での利用が6件という状況でございました。このうち細分化したことによりまして新たな利用につながったというイベントが2件、もともとの1,101席から変更したイベントというものが6件というような状況でございます。細分化が年度途中である昨年7月からの運用であったということもありまして、利用件数としてはそれほど多くはなかったのですが、新たな利用が2件あったということから、利便性の向上につながったのではないかと考えているところです。また、現時点では、来年度につきましては342席が3件、717席が8件ほどの相談を受けているという状況になっております。あと、細分化したことによる収入の関係についてなのですが、新たな利用につながったことによりまして約9万円の収入増となっているところでございます。

続きまして、小中高の授業での利用補助、部活動での補助制度についてというところでございますけれども、授業や部活動に対しての支援ということにかかわらず、空知文化工房につきましては、市内の小中高校、あと國學院短大が実施する活動に対しまして、1つの学校につき1年間15万円ほどの補助を行って

いるところでございます。この15万円の補助を使いまして、吹奏楽部の定期演奏会や学校での合唱コンクールなどの活動に使用されているという学校もあるところでございます。

佐藤主査

私のほうから私立幼稚園の就園奨励費と就学援助に関しまして答弁させていただきます。

まず、私立幼稚園就園費補助金の28年度の実績ということですが、まだ決算を迎えていませんので、3月時点の数字ということでご理解いただきたいと思います。まず、支給人数ですが、430人です。支給総額は5,586万2,800円です。サービス制限で支給されなかった人数につきましては8名です。金額が95万9,200円でございます。続きまして、年度途中での復活支給ということで、保留の解除ということになりますけれども、53名おりまして、金額が796万2,700円となっております。在園児数に対する支給割合ですが、92.6パーセントとなっております。

続きまして、在園児数の減少についてということなのですが、今手元に21年度からの人数の推移がございしますが、減ったりふえたりということで、ずっと減少しているというわけではございません。ただ、24年度からにかけては減少傾向かなという形を押さえております。24年度には白樺幼稚園のほうで定員を減しているという事情もございまして、それからは大体減になっているかなという形になっております。

続きまして、就学援助の答弁ですが、まず人数、平成29年度の予算の人数という理解でよろしいでしょうか。要保護、準要保護合わせて584名ということで見込みをとっております。内訳としましては、小学校が380名、中学校204名という形になります。次、割合ですがけれども、予算の積算時の割合という形になりますけれども、21.1パーセントという形で見込んでおります。前年度比、28年の予算のときとの比較でございしますが、28年度の予算のときは22.2パーセントで見込んでおりますので、1.1パーセントの減となっております。

堤主査

私のほうから学びサポーターと特別支援学級支援員について説明させていただきます。

学びサポーターですがけれども、制度開始は平成22年からとなっております、7年たっている状況です。成果といたしましては、学習理解が進まないお子さんや作業的学習を不得意とするお子さんへの学習支援を行い、つまづきを解消している。新入学のお子さんの学校生活への適応をサポートし、いわゆる小1プロブレムを防いでいる。不登校のお子さんが学校に登校してきた際、学習支援を行うことによって学校生活や学習への意欲化を図っているといった点が挙げられます。また、財源につきましては、一般財源となっております。

特別支援学級の支援員でございしますが、こちらは特別支援学級に在籍する児童生徒のうち、自閉情緒学級、肢体不自由学級のお子さんを対象に配置してございます。業務内容としましては、教室移動や排せつの際などの介助、通常学級での交流授業に参加する際の支援や見守り、周りのお子さんたちと円滑なコミュニケーションがとれるようなサポートなどが挙げられます。身分は臨時職員となっております、また財源は一般財源となっております。

山本係長

語学指導等を行う外国青年招致事業の関係でございしますが、ALTにつきましては嘱託職員という位置づけでございします。JETの関係でございしますが、交付税の基準財政需要額ということでのご質疑につきましては、472

万円でございます。それから、1人当たりの歳出はということでのご質疑ですが、先ほど三上委員さんからのご質疑の中でお答えいたしましたとおり、報酬と三法合わせまして、小中学校5名のALTを採用しておりますが、5名平均で438万円となっております。

また、ALTの指示系統についてというご質疑でございますが、サービスの監督につきましては教育総務課で管理してございますので、教育総務課長ということになるかと思えます。また、授業等に関する管理でございますけれども、ALTは基本、市内4校にそれぞれ配置をしてございまして、そこから小学校のほうに都度行って授業を行うという形態をとってございますので、授業に関する管理についてはそれぞれの配属先の中学校で行っているということでご理解をいただきたいと思えます。

また、日本語の習得にかかわるご質疑でございますけれども、ALTにつきましては、採用が決まって来日する前に、先にJETのほうから日本語学習用のテキストですとかCDとか事前に学習できる教材が渡されることになってございます。また、来日してすぐに各派遣先のほうに派遣されるわけではなくて、空港に着いて、そのままJETのほうの研修を受けてからそれぞれの派遣市町村のほうに来るということになっております。また、採用後も例年、毎年1回、2日間の指導力向上研修というのが、北海道ですと札幌で開催をされております。

続いて、少人数学級実践研究事業に関してのご質疑でございますが、こちらにつきましては、まず28年度の状況でございますけれども、28年度につきましては4クラス配置をしてございます。内訳でございますが、第一小学校に二クラス2名、第二小学校に一クラス1名、東小学校に一クラス1名。29年度、本日現在の見込みという形になってしまいますけれども、現在の4月時点での見込みでいきますと配置人数は2名、内訳としましては第一小学校に1名一クラス、東小学校に1名一クラスという予定でございます。

採用教員についての身分でございますけれども、こちらについては期限付きの市職員という位置づけになります。報酬につきましては年収で幾らかというご質疑でございますけれども、これにつきましては事業主負担の保険等の部分を除きまして新卒で約380万円程度ということでございます。

法村事務長

高等学校費の質疑についてお答えします。

パソコン機器は3社契約で、物品賃貸借契約を結んでおります。賃貸借のリース会社は市外業者ですが、保守受託者は市内業者となっております。

それと、2つ目のなぜリースにしているかという点ですが、そちらのほうは商業科の480名の生徒が毎日授業で使用するパソコンで、中には初心者の方もおります。その生徒たちが常時正常に使用できる必要があることと、また教師側からも生徒の使用状況が把握できるようなソフトなども入れておりますので、故障してもすぐ保守や代替機を用意できるようにリースとしております。

それと、リース満了後につきましては、仕様書の中で、滝川市からの申し出がある場合については適正価格での物品の再リース及び買い取りについて対応するというところで契約をしております。

石黒係長

温水プール運営事業補助金でございますが、まず利用状況ですが、直近のデータで28年4月から29年1月のデータをもとにそれぞれ月平均を出したのですが、一般が月平均44人、高校生が17人、中学生が7人、小学生以下が55人、メ

ダカスイミングクラブが192人となっております。

それから、パークゴルフ場につきまして、市民無料オープンの日にはトイレや休憩所、道路標識等の設置が行われるかという件でございますが、仮オープン期間中につきましては移動式の簡易トイレ4基を設置、それから休憩用のテント3張りを設置、道路標識につきましては、全て設置完了いたしますのが仮オープン期間中となっております。

まず、西公園については、ふれ愛の里に無料自転車を置くと。置いてあるものを使ってもらおうという表現だったかなと思うのですが、これは何台ぐらい置かれる予定なのか。また、西公園を利用されている方々というのは、生活に必需的になっているというか、一部になっているというか、そういう方も非常に多く、行かれないというようなことを考えている方も少なからず話を聞いています。例えば空知町から西公園へ行く人は、そこまでも自転車で結構大変なのです。そこからまた行くなんていうことは、空知町は空知川の河川敷に行けばいいではないかと言う方もいるかもしれませんが、あそこはあそこでまた高低差が激しくて大変なのだということも言われるのです。パークゴルフを健康づくりのために推進するというのが今の市の姿勢ですから、そこでは全く私も一致するのです。ただ、こういった方々を出さないようにどれだけ努力をされるのかということが今一番大事なことなのだと思うのですが、その点で、いまだにこういった方々、要するに交通弱者ですよね、あるいは年金が安い方々、こういう方々に対する対策がまだまだ不十分だと思うのですが、今の時点で無料自転車があるぐらいのことでは真剣度が問われるのかなということでお伺いをいたします。

語学教育、ALTについては、基準財政需要額472万円と438万円の差額、要するにその他の支出はないということですね。つまり、ほかの部分で34万円前後の費用を何かに使われているということであればご説明を伺いたいと思います。ALTの管理ですが、中学校の授業でどうするかということは、中学校の英語の先生がいらっしゃるから、専門家に近い方々ですから、これはいいだろうと思うのです。けれども、小学校で英語を教えるというのは別ですよ。これについても中学校の教諭の指導、指示のもとで行われているということなのでしょうか。

また、職務というふうに限定をいたしましたので先ほどの答弁になったと思うのですが、いわゆる日常生活の支援というのも、青年ですから完全にでき上がった大人ではないので、しかも外国で寂しい思いをします。そういう中で、そういった方面についての支援は、どういう職名の方がどんなことをやられているのかお伺いいたします。

それで、私立幼稚園就園奨励費補助金については430人という数字が出されましたけれども、在園児数に対する支給割合が92.6パーセントと。となると、受けていない方は7.4パーセント程度だということで、在園児数も割り返すと460人程度と受け取っていいのか。

それと、復活については、すごい人数の方が復活されているということをきょう初めて把握をしたのですが、最初の時点、6月に申請を受けるということですから、7月に不支給の認定がされると。その後8月、9月、10月という形で納付相談がされると思うのですが、これは歳入で聞いたほうがいいのでしょうか。教育費で答えられなければ歳入でお聞きをしますので、答えられなければ

答えられないということで。要するに、どういう形で復活にたどり着けているのかということをお伺いしたい。

それで、少人数学級実践研究事業で言われた期限つきの市職員というのは、その期限の中だけ嘱託でもなければ臨時でもない、つまり賞与も受けれるし、正規職員と同じ権限、いろんな手当がつくというようなことでちゃんと要綱、規則に定まった待遇なのかということをお伺いいたします。

河川敷パークゴルフ場ですが、道路標識設置は無料オープンの2カ月ですか、その中で対応されるということなのですが、これというのは危険はないということを確認しているかお伺いいたします。

委員長

ここで休憩いたします。再開は13時といたします。休憩いたします。

休 憩 11:52

再 開 12:57

委員長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

清水委員の質疑に対する答弁を求めます。

佐藤主査

私のほうからまず私立幼稚園の就園奨励費の人数ということで回答させていただきますが、済みません、私午前の答弁で支給割合を92.6パーセントとお答えしましたが、数字の誤りでして、訂正させていただきます。91.1パーセントになります。割り返していただくと人数は出ると思うのですが、在園児数472人のうち430人の認定者ということになります。

続きまして、認定保留の者の復活スケジュールについてなのですが、基本的な流れを説明させていただきたいと思うのですが、まず6月上旬に申請をしていただきます。書類の不備等がありますので、そういうのを集めた中で、8月中旬に税務課のほうに書類を送って判定をしていただくと。それが終わ次第、9月上旬にかけて決定の通知を保護者のほうに送付するという形になります。それから、10月にまず第1回目の支給日がありますが、それを終えて11月中旬から下旬にかけて、その時点で保留の方については再度通知を出させていただきます。最終的に12月中旬ごろまでに保留の原因がなくなるような限りは支給できませんというような期限をつけて事務を取り扱っているような次第です。

山本係長

語学指導等を行う外国青年招致事業につきまして先ほど申し上げました報酬及び三法等のほかにかかっている経費はないのかというご質疑でございますが、これにつきましては、旅費で7万円、負担金で48万1,000円、合計しまして55万1,000円を負担しております。旅費につきましては、研修等に行く際の旅費でございます。負担金につきましては、JETのほうに負担金としてお支払いする部分がございますので、そちらの部分の金額ということになってございます。また、ALTの日常生活の部分の支援ということでございますけれども、こちらにつきましては、来日が決まった時点から教育総務課のほうで担当者を設けてございますので、来日までの調整とかをメールで行っております。来日してからは、直接空港まで迎えに行きまして、住めるような状態になるまで買い物のサポートとか近隣の案内、学校の紹介等々サポートしている状況でございます。また、病気になったときとか、日本語が得手ではない方が来られた際には、教育総務課のほうで対応できない場合につきましては国際化のCIRの応援をいただいて、滝川での生活に困らないようなサポートをしているところでございます。

また、少人数学級実践研究事業につきまして、先ほど身分を期限付きの市職員ということでお答えいたしましたけれども、こちらにつきましては要綱等で定められているのかというご質疑いただきまして、これにつきましては、滝川市立高等学校教員等の定数、給与、勤務時間その他の勤務条件及び定年による退職等に関する条例を設けてございまして、この中で市立小学校市費負担教員の位置づけをして、給与等について定めているところでございます。

堤 主 査 A L Tにかかわる小学校での授業についてお答えいたします。
 小学校における外国語学習については、5年生と6年生で外国語活動として行われております。現在は「H i、f r i e n d s !」という教材を用いた授業が各学校で行われているところです。授業に当たりましては、A L Tが小学校の担任教師とその日に学習する内容、授業における役割分担、授業の進め方などを打ち合わせして行っているところでございまして、中学校の英語教員が小学校の授業にかかわるというような実態はございません。

石黒係長 パークゴルフ場の交通手段ですが、この交通手段につきましては利用促進への課題、重要なものと認識をしております。オープン初年度につきましては、午前中のご答弁のとおり、ふれ愛の里線をご利用いただき、無料自転車、現在のところ5台を配備する予定でおりますが、オープン後の利用状況や市民のご意見などをいただきながら、対策につきまして今後さらに検討してまいりたいと存じます。

清 水 もう一件、パークゴルフ場の道路標識と安全確保につきまして、仮オープンの前にパークゴルフ場周辺に工事を伴わない誘導看板の設置を計画をしております。あわせて、動線の案内図を盛り込みました案内パンフレット等による周知と併用しながら、利用者の安全の確保に努めたいと考えております。

山本係長 細かいのですが、1点だけ。A L Tに関して、ただいま合わせて55万1,000円の
 委 員 長 その他支出が言われたのですが、これは1人当たりということかどうか伺います。

山本係長 全員でということでございます。

委 員 長 ほかに質疑ございますか。

委 員 長 (なしの声あり)

委 員 長 質疑の留保はなしと確認してよろしいでしょうか

委 員 長 (異議なしの声あり)

委 員 長 以上で教育費、関連議案第21号、第22号、第26号及び第31号の質疑を終結いたします。

所管の入れかえがございますので休憩をいたしますが、再開を1時30分といたします。休憩いたします。

休 憩 13:04

再 開 13:28

委 員 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

歳入

委 員 長 それでは、歳入の説明を求めます。

中島部長 (歳入について説明する。)

委 員 長 説明が終わりました。

これより関連議案第19号及び第20号を含めて一括質疑に入ります。質疑ございますか。

木 下 23ページ、13款分担金及び負担金、1項負担金、1目総務費負担金、パスポート交付申請及び交付事務負担金18万9,000円、何人か、その内訳を伺います。

西郷係長 ただいま質疑のありました交付金の関係なのですけれども、内訳としまして、滝川市で行っているパスポート事務なのですけれども、浦臼町、新十津川町、雨竜町の合計3町のパスポート発行事務を滝川市で行っているものになります。浦臼町につきましては平成29年度30件を見込んでおります。新十津川町については80件、雨竜町については30件、合計140件を見込んでおりまして、発行に対する事務の単価として1件につき1,350円となりますので、それを掛け合わせることで18万9,000円となっております。

委 員 長 ほかに質疑ございますか。

三 上 25ページの石狩川河川敷パークゴルフ場の使用料の関係なのですが、年間利用収入の見込み、これの市民と市外の方の内訳、それと利用者拡大分というのがよくわからないので、説明いただければと思います。

景由課長 パークゴルフ場の利用料ですけれども、市民の方が人数でいきますと9,707人、市外の方が5,534人、シーズン券を別にカウントしておりますけれども、962人。利用者拡大分というのは、これまでの主な利用者層とは別に、ファミリー層でありますとか、老人施設等のレクリエーションで使ってもらえないかということで働きかけをしておりまして、その人数で3,280人ということで見込んでございます。

三 上 歳出の部分で、いわゆる芝の養生管理の委託料で1,600万円かかるのです。今、使用料、見込みですけれども、それを下回っているのです。永遠にプラスになっていかないと思うのです。このことについてどう思いますか。もう少し見込みですとか利用収入、ふやすような努力をしたらいいのではないのでしょうか。

景由課長 初年次につきましては5月、6月、市民の皆様には無料でご提供するという部分がございしますが、通年ベースでいきますと約1,700万円ほどの利用料収入ということを見込んでおります。さらに、利用者拡大分で約300万円ということで約2,000万円の利用料収入を見込んでおりまして、そのほかネーミングライツの収入ということも見込んでおるところでございしますが、経費を賄っていないだろうというご指摘でございますけれども、利用者拡大につきましては可能な限り努力をしてまいりたいと思います。

委 員 長 ほかに質疑ございますか。

清 水 33ページ、一番下段ですが、私立幼稚園就園奨励費補助金で、実際に支給した額の3分の1以内ということで2,192万円が計上されておりますが、以内ということで、実績的にはかなり低いと思いますので、28年度あるいは27年度の実績を参考に伺います。

次に、要保護児童生徒就学援助費補助金は、これも2分の1以内となっているのですが、ここには準要保護が載っていないと。恐らく交付税措置だということだと思うので、基準財政需要額が幾ら見込まれて、それは支給予定額に対してどれぐらいなのだと。2分の1にどの程度近いのかということで伺います。

3点目は、47ページ、基金繰入金ですが、施設整備政策基金繰入金、施設はたくさんあるのですが、一定絞られた施設整備、こういう施設ということで何か決められていると思いますので、その概要について伺います。新年度はこの施設のためと。その下、社会福祉事業振興基金繰入金についても同様のことでお伺いいたします。

次に、滞納対策ですが、歳入、税収を得るというときに、滞納して、固定資産を差し押さえている場合、本税が完納、あるいは延滞金を含めて少額になった場合、家、土地を差し押さえている場合、どちらかを解除すべきではないかということをお伺いします。

次に、連帯納税義務者に対し滞納が生じて、代表者のみに納付書等を送っていた時代がありましたが、現在では改善が図られているということですが、現状はどこまで改善されたのか。

次に、滞納が高額になった場合、複数の連帯納税義務者に対して口座差し押さえをどのように行っているのか。例えば3人の連帯納税義務者がいた場合、3人それぞれに対し同額ずつ差し押さえているのか、また同額とは限らず差し押さえているのかなどについてお伺いいたします。

次に、地方交付税です。70億円余りですが、今年度より1.8パーセント減とご説明はありましたが、基準財政需要額と収入額をそれぞれ今年度と比較して幾らと見込んだか。次に、基準財政需要額減少の主な要因について伺います。また、基準財政需要額のうち、起債償還に係る措置額の今年度との比較を伺います。特別交付税のうち、軽費老人ホームのようにほぼ毎年度交付されるものがありますが、27年度、28年度実績の項目を参考までにお伺いをいたします。

国庫支出金について、政府の平成29年度の地方創生推進交付金、いわゆる新型交付金、国費が1,000億円で、事業費が2,000億円について、平成29年第1回応募における新規申請事業については3月中旬をめぐって交付金申請を受け付けるとしていますが、滝川市は申請しているのか。

次に、諸収入、48ページですが、延滞金収入300万円について、延滞金の金額は国税と違いシステムに合計機能がないので把握できないとの答弁がされてきましたが、あえてお聞きしますが、収納率はどの程度と考えておられますか。

次に、市債、52ページです。8億2,898万2,000円について、臨時財政対策債を除く起債について元利償還時の交付税措置率、起債年数、見込み利率について伺います。

山崎課長補佐

まず、固定資産税の滞納処分、差し押さえしている場合の解除についてお答えいたします。差し押さえの解除につきましては、国税徴収法に規定がございます。その中で、解除しなければならないときとしまして、全額納付となったとき、他の債権や滞納処分のための経費が優先され、公売しても配当の見込みがないとき、滞納処分の執行停止を行ったとき、この3点が定められておりまして、これらに該当するときは即解除することとなります。また、同じく国税徴収法では解除できるときとしていわゆるできる規定を設けておりますが、その中に、一部納付や税額の更正、差し押さえ財産が値上がりするなど差し押さえに係る徴収金及びこれに先立つ他の債権の合計額を著しく超過したときという規定がございます。清水委員のお話ししたケースはこちらに当たると考えられますが、著しく超過しているかどうかについては他の債権の額や処分に要する額、不動産の公売価格を個別に判断しなければならないため、一律に幾ら以下に残金になったら解除するというような基準は特に設けられてはございません。このようなこともございますので、差し押さえの解除につきましては各事案につき個別に適切に対応してまいりたいと考えております。

続きまして、連帯納税義務者に対しての納付書の送付ということについてでございますが、連帯納税義務者に対する納税の告知は、現在のところ積極的に取

り組んでいるところでございます。平成28年度においては連帯納税義務者に対しても納税通知を行っている件数が16件でございますが、29年度は現在のところ17件を予定してございます。件数全体としては過去数年大きな変動はございませんが、完納したことにより対象から外れた方や、逆に滞納が新たに生じたことにより対象者となった方がいるなど入れかわりはございます。なお、平成28年度の16件中10件で連帯納税義務者の方からの自主納付がございました。今後も必要に応じて連帯納税義務者への納税通知を積極的に行ってまいりたいと考えております。

続きまして、滞納が高額になった場合、複数の連帯納税義務者に対して口座差し押さえをどのように行っているかのご質疑でございますが、差し押さえについては他の単有で固定資産を所有されている方が滞納したときと同様に必要に応じて実施を考えてございますが、実績としては現在のところございません。

続きまして、3人それぞれに対して同額ずつ差し押さえするのかというようなご質疑でございますが、地方税における連帯納税義務は連帯納税義務者の1人に対して徴収金全額を請求することが可能でございます。また滞納処分、差し押さえについても1人に対して滞納額全額についての差し押さえを行うことが可能です。したがって、仮に連帯納税義務者のお1人が滞納額全額を充当するに足るような財産を所有していることが判明した場合は、全額執行することはあり得ます。また、1人の滞納処分では滞納額全額を満たすことができないような場合については、複数の連帯納税義務者の財産差し押さえを執行することとなります。

最後でございますが、延滞金収入についてのご質疑にお答えいたします。延滞金の金額が国税と違いシステムに合計金額がないので把握できないとの答弁をされてきたが、収納率はどの程度かということについてですが、延滞金については本税確定後に金額が確定いたしますので、清水委員おっしゃるとおり、事前に延滞金の総体を把握できるような仕組みには現在なっておりません。したがって、延滞金の総額を具体的な数字として計上しておりませんので、収納率というのでも算出できないということはお理解いただきたいかと思うのですが、ただしこれは実務上の感触的なものではあるのですが、本税を完納して延滞金のみ納付されているという方ももちろんございますが、本税と延滞金両方残っていらっしゃるという方のほうが圧倒的に多く、そういったような方については本税から優先的に充当している状況です。そのため、本税の滞納繰越分の収納率、平成27年度は10.41パーセントでございますが、延滞金の収納率はこれを超えるものではないと考えております。

小松田主任主事

私からは基金繰り入れの施設整備政策基金の繰入先と社会福祉事業振興基金の繰入先についてお答えいたします。

まず、施設整備政策基金については、大規模な建設事業等の経費及び当該建設事業等に伴い必要となる関連経費に要する資金、または市の公共施設の改修もしくは解体に要する資金に充てることとなっております。平成29年は、東町386号線ほか道路事業に1,900万円、そして公共施設修繕事業、これはストックマネジメントの推進に要する経費の中のなのですが、公共施設修繕事業に1,300万円、そして市庁舎防災監視設備更新工事に800万円、一般廃棄物最終処分場施設整備等調査業務に700万円、合わせて4,700万円を施設整備政策基金に繰り入れることとしています。

また、社会福祉事業振興基金については、社会福祉協議会補助金に2,100万円、敬老パス事業に1,900万円、合わせて4,000万円を繰り入れることとしております。

深村課長

私のほうから地方創生推進交付金の関係についてご答弁させていただきます。平成29年度の地方創生推進交付金につきましては、滝川市は申請していないため、当初予算には計上しておりません。

堀之内課長

交付税の関係を一括してなのですが、1点だけ確認させてください。先ほど特別交付税のうち軽費老人ホームの関係で、27年度、28年度、実績で項目をとお話しされたのですが、項目をお答えすればよろしいのでしょうか。それと、27、28年度の実績でということになれば予算なのか、その辺の判断がつかなかったもので、もう一度お願いします。

委員長

27年度、28年度の実績の項目ということは、要するに予算委員会の質疑になじまないのではないかというような趣旨なのですがいかがですか。

清水

特別交付税ですから、年度当初からルールが示されていないように見えるのですが、実は年に2回の特別交付税に分かれていて、この前の補正の質疑だったか、代表質問か、そこで軽費老人ホームに4,000万円とかという数字が出てきて、これが毎年来ていたということが述べられたので、特別交付税の中にもきちんと決められたものがあるのだなと私は初めてわかったのです。そこで、ここで聞いているように、軽費老人ホームのようにほぼ毎年度交付されるものがあればその項目と金額を伺って、そういったものが29年度も交付される見込みがあるのですかという、そういうことを聞きたいがための質疑です。

委員長

休憩します。

休憩 14:05

再開 14:06

委員長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

答弁を願います。

佐藤主査

私のほうから私立幼稚園就園奨励費の国庫補助の額についてお答えいたします。27年度につきましては実績が出ておりまして、支出総額が6,003万6,200円、国庫補助の額が1,825万5,000円、割合としては30.4パーセントということになります。28年度につきましては、まだ確定の額ではございませんが、支出の総額が5,586万2,800円に対しまして、国のほうから内定いただいている数字が1,737万2,000円ということで、パーセントにしますと31.1パーセントという形になります。

続きまして、準要保護の基準財政需要額ということですが、1,500万円程度の額となっておりまして、支出額が5,567万円ということで予定しておりますので、約27パーセントという形の負担額となっております。

岡崎主査

交付税の関係についてお答えいたします。

まず初めに、基準財政需要額についてですが、平成28年実績が101億9,175万4,000円、29年度予算につきましては100億7,548万2,000円です。続きまして、基準財政収入額についてですが、平成28年度実績が39億3,677万1,000円、平成29年度予算が38億5,110万9,000円です。

次に、基準財政需要額減少の主な要因ですけれども、これにつきましては人口減少が主な要因なのですが、そのほか昨年と大きく違う点についてですが、平成29年度の地方財政計画によりますと、リーマンショック後に設けられた歳出

特別枠についてなのですが、こちらのほう、国のほうで経済再生にあわせて平時モードへの切りかえを進めていくという趣旨から、前年度比56.2パーセントの減としてうたわれておりました。この部分に関しましては、交付税の中の地域経済雇用対策費において減額されると見込んで積算しております。ただ、若干振りかえ分もあるということで、滝川市の積算におきましては700万円ほど振りかえ、増額ということで見込んでおります。さらに、地方財政計画で地方交付税全体2.2パーセント減となっておりますので、この点についても勘案した結果、減になったということでございます。

それと、基準財政需要額のうちの起債償還に係る交付税措置なのですが、平成28年度実績が10億7,793万6,000円で、平成29年度の予算としましては10億8,168万6,000円と見込んでおります。

最後に、特別交付税の項目なのですが、大きなもの4点です。まず、1点目が、軽費老人ホームに係るもので、平成27年度実績が4,424万2,000円、平成28年度が4,563万円。次に、病院に係るもので、平成27年度が8,979万5,000円、平成28年度が9,784万4,000円。それと、公営企業基礎年金拠出金というのですが、こちらは平成27年度4,031万円、平成28年度が3,862万円。最後、準過疎対策という項目で、平成28年、平成27年同額で5,000万円となっております。

万年係長

起債、市債の関係をお答えさせていただきます。

起債の元利償還時の交付税措置率と起債年数、見込み利率ということですが、まず見込み利率に関しましては、4パーセント以内ということですが、高く見ても1.5以下でありたいと考えています。例年ですと1以下ぐらいかなと見込んでおります。

年数につきましてはそれぞれ違いますので、それぞれ申し上げます。まず、総務費の庁舎整備事業債につきましては、借入年数が10年で考えております。交付税措置はゼロパーセント、戻りはなしです。続きまして、コミュニティ施設整備事業債につきましても交付税措置率はなしです。償還年数5年間で見込んでおります。続きまして、一般廃棄物処理事業債につきましては、交付税措置30パーセント、償還期限5年間で見込んでおります。次、道営経営体育成基盤整備事業、これも10年間で見込んでいて、交付税措置は20パーセントで見込んでおります。その次、ふれ愛の里整備事業債、これも5年間でありますが、交付税措置はゼロパーセント。続きまして、公園緑地造成事業、これにつきましても交付税措置はなし、ゼロパーセントです。償還は5年間で見込んでおります。続きまして、道路新設改良事業債、これは2本ありまして、片方は交付税措置30パーセント、15年間、もう片方のほうは5年間で、交付税措置なしで見込んでおります。そして次、街路事業債につきましては、交付税措置20パーセント、償還期限5年間で見込んでおります。その次、義務教育施設整備事業債、これも交付税措置なし、償還期限は5年間で見込んでおります。そのあと、体育施設整備事業債につきましても交付税措置はなし、償還期限10年間で見込んでおります。

清 水

まず、連帯納税義務なのですが、28年度16件、29年度17件納付書を送っている。差し押さえはゼロということなのですから、10万円、20万円、30万円の子育て世代に対する差し押さえというのは物すごく激しくされているのです。その一方で、連帯納税義務というのは、国保税は連帯納税義務というのはないですよね。そういう概念そのものが。市民税もない。あるのは固定資産税だけ

なのです。固定資産税の連帯納税義務者に対して一度も差し押さえをしていない。これは、何かしない理由というのがあるのではないのかと。それが1つです。

もう一つは、16件、17件の納付書というのは余りにも少ないと思います。滞納している連帯納税義務者の総人数をまず伺います。その2点です。

それと、もう一点は、新年度に向けた国庫支出金についてですが、滝川市は、国庫支出金の1月ぐらいに募集するものについては、少なくともこの10年間ぐらひは毎年申請をして、主に補正予算、3月補正で予算化してきた経緯があるのです。なぜことし10年か十数年ぶりに申請をしなかったのか、その理由、背景について伺いたいします。

山崎課長補佐

連帯納税義務の固定資産税の中で滞納している件数についてでございますが、申しわけございません、この総数については現在のところ把握してはございません。

それから、滞納者の数に対して余りにも少ないのではないかというご指摘なのですが、これについては私どもとしまして今後も積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

それから、滞納処分をまだ一件もしていないのは何か作為的なものがあるのではないかというようなご質疑だったと思うのですが、それについても全くございません。まず、16件中10件が自主納付されていらっしゃる方であると。あと、残り6件の方についても催告とかを行っているのですが、現在のところ相談とか納付の状況がないので、財産調査を行っているところでございます。ただ、財産調査の結果、現在のところ換価可能な財産が判明していないということでございます。

深村課長

国庫支出金、29年度当初で申請しなかった理由、背景というご質疑だったかと思いますが、平成28年度でいいますと地方創生加速化交付金ということで、平成27年12月に閣議決定を受けて、翌年に申請を行い、3月に交付決定を受け、補正予算で予算議決をいただき、次年度に繰り越したという流れがございました。

平成29年度に向けた推進交付金の申請に当たりましては、代表質問のほうでもご答弁させていただきましたように、例えばCCRC、生涯活躍のまち事業、これらにつきましても当面事業費を必要としていないという部分があること、あるいは女性センター等も年度末までに精査をして、その上で今後の取り組みについてじっくり検討していきますとご答弁させていただいております。したがって、各事業におきましては機が熟した段階で有利な支援策を活用して、その上で進めていくということが考えられるわけでありまして、適切な時期を見定めて、地方創生推進交付金に限らず、各省庁の支援策のほうを含めて判断をしていきたいと考えておりますので、ご理解をお願いします。

清 水

連帯納税義務について、件数及び滞納額、延滞金も含まれていると思います。これについて把握していないというのは、そういう答弁はあり得るのですか。あり得ないと思う。そういうものが表に載っていない。つまり、固定資産税の滞納額がありますよね。ここの中に連帯納税義務というものが別に内数として表に載って、そういう把握の仕方をしていないということなののでしょうか。まず、そのことについて伺います。

山崎課長補佐

滞納があるかどうかというのは、時点の判断の部分もでございます。納期限を過

ぎて何日以内、例えば1週間、10日しかたっていない方も滞納に含めるかとかそういった部分もございますので、ある一定の基準を設けて、滞納者の定義をどうするかというのがまず1点ございます。そういったことも含めて、現在のところ連帯納税義務者と単有の滞納者の方と分けて把握するようなことはしていない状況でございます。

清 水

今の答弁そのものが、時点があると言われましたけれども、時点があるというのは、来月滞納になりますよとか、なってまだ1週間ですよという人は、その月の集計には出てこない可能性はあります。そういうのはごく一部で、連帯納税義務が問題になっているのは、5年も10年も20年も代表者にのみ納付書を渡してきたと。要するに、連帯納税義務者自体が、滞納している、自分が債務を負っているということを知らないということで問題にしているわけです。ということは、時点の問題でなくて、当然累計として残っているはずですから、先ほどの答弁はちょっと違うのかなと思います。先ほど委員長も言われたように、集計すればできるのかということで、集計されていないなら聞きようないですから、これから集計するというのであれば、きょうはこれで質疑やめます。

委 員 長

休憩します。

休 憩 14:23

再 開 14:25

委 員 長

休憩前に引き続き会議を再開します。

答弁を求めます。

山崎課長補佐

現時点においては連帯納税義務者の方の滞納について詳しい数字は把握してございませんが、お時間をいただければご用意できるかと考えております。

委 員 長

ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

委 員 長

それでは、質疑はないようですので、質疑の留保はなしということで確認してよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

委 員 長

以上で歳入、関連議案第19号及び第20号の質疑を終結いたします。

本日まで4日間質疑を行ってまいりましたが、市長に対する総括質疑への留保はなしと確認してよろしいですね。

(異議なしの声あり)

委 員 長

それでは、以上で全ての質疑を終結いたします。

ここで若干休憩いたします。討論、採決ということになりますので、再開は14時35分といたします。休憩いたします。

休 憩 14:26

再 開 14:32

委 員 長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

討論

委 員 長

まず、討論に入ります。

討論順序につきましては、初日に決定しておりますとおり、会派清新、会派みどり、新政会、公明党、日本共産党の順となります。

最初に、会派清新、水口委員。

水 口

会派清新を代表いたしまして、第1予算審査特別委員会に付託されました議案第1号、平成29年度滝川市一般会計予算及び関連議案を可とする立場で討論い

たします。

平成29年度は、滝川市まち・ひと・しごと創生総合戦略における移住支援事業、財政健全化計画における事務事業の見直し、J R 北海道の路線見直しに端を発した根室本線の維持存続など、幾多の行政課題に積極的に臨まれ、予算編成に当たられました市理事者並びに職員の皆様に心より敬意を表します。

以下、若干の意見を付して討論いたします。

歳入、ふるさと納税のさらなる積極的なPRにより、歳入確保に努められたい。財源確保のため、交付税、国、道の各種補助金などの活用に引き続き努められたい。

歳出、総務費、新築住宅助成制度の活用に向け、都市圏へ積極的にPRを行い、人口増加と地域経済の活性化につなげるよう努められたい。

民生費、二の坂保育所の建てかえについて、整備計画を含め、着実に進められたい。

衛生費、ごみ収集等委託は組合一括発注となるが、経路の見直しなど、効果が図られるよう検討されたい。

農林業費、基幹産業として、新規就農者支援、農業後継者の育成など、より一層努力されたい。

商工費、中心市街地は駅前広場と栄町3-3地区の整備にめどがつき、商店街の空き店舗対策にさらに努められたい。

土木費、休止中の流雪溝について、再開の是非を含め、計画的に進められたい。

教育費、河川敷パークゴルフ場がオープンしますが、健康増進、各種大会の誘致など、利用者に親しまれる施設となるよう努力されたい。学校施設の整備、適正配置については、少子化の中で一体的に取り組み、子供たちの教育環境の充実に努められたい。

次に、会派みどり、小野委員。

それでは、会派みどりを代表して、第1予算審査特別委員会に付託されました議案第1号、平成29年度滝川市一般会計予算及び関連議案に対し、可とする立場で、意見、要望を付して討論いたします。

地方創生事業関連を含め、中空知中心市として取り組むべき施策展開を図るべく、まちづくりを力強く推進するための予算編成であったと推測いたします。しかし、厳しい予算であることから、しっかりと市民理解を得る予算執行を強く要請するとともに、市民生活の向上と安心のできるまちづくりを要望いたします。

歳入、大変厳しい財政環境の中で歳入予算が編成されたことには敬意を表します。地方交付税等の減、財政調整基金等の繰入金を行い、総額198億8,500万円の歳入予算を組み立てました。しかし、基金からの繰り入れが3.6億円余の中で予算を組み立てたことは歳入不足は否めないと考えるところですが、基金からの繰り入れは最小限にとどめる努力を惜しまず、歳入確保には、税の滞納に対しての取り組みも一層努力されたい。また、ふるさと納税による自主財源確保に向けては、道内外に対しPR活動をしっかりと取り組んでいただきたい。これら基金を含めた歳入は、効果的に市民が納得できる経済活性化に結びつける予算執行を要望いたします。

歳出、総務費、地方創生の推進に要する経費における新築住宅助成事業は、市民に対し十分なPRに努めていただきたい。ストックマネジメントの推進にお

委員 長
小 野

ける公共施設修繕事業の年次計画を策定し、各施設の修繕に努められたい。街路灯維持補助金については、節電、省エネに対する対応として、LED化に向けさらに推進されるよう要望いたします。

民生費、生きがいと健康づくり推進費に係る福祉除雪委託料においては、お年寄りの声を十分把握するよう努められたい。子育て支援事業、放課後児童クラブ事業、放課後子ども教室事業に対しては、子供たちに対して充実した内容となるように努められたい。

衛生費、市民の健康づくりと健康管理における保健指導事業への取り組みを評価いたします。ごみ減量化、リサイクルの推進に向けての取り組みは、環境に優しいまちづくりが大きく前進するものと期待いたします。

農林業費、滝川市の農業施策の具体的内容に踏み込んだ中での予算づけをしたことを評価するところです。元気な農業づくり、農業整備補助金の支出においては、農業者のスキルアップに大きく寄与するよう努められたい。

商工費、商業振興対策における街なか地域交流事業補助金においては、集客を柱とした総合的な活性化に結びつけるように努められたい。観光協会補助金、菜の花まつり事業については、関連商品開発を含め、行政と一体感を持った柔軟性のある事業展開を要望します。

土木費、各種公共事業が減少する中での各種住宅関連事業については評価するところです。また、緑の基本計画の策定は全体を見直す契機となることから、この施策については評価いたします。さらに、公共事業予算においても、雇用を中心とした地域経済の活性化を進めていく上でも、事業内容を含めて、波及効果が上がるように努められたい。

教育費、小中学校における外国語指導等の充実、文化ゾーンのあり方の検討及び拡大における対応は評価するところです。全道に自慢できる魅力あるパークゴルフ場を目指し、一般財源を充当しない工夫を図り、維持管理、運営を要望いたします。また、滝川市営球場の改修については、現行予算では一部改修工事の内容であり、本格的な改修にはバックネット、ダッグアウト、本部席、主要機器等の補修箇所も多々あることから、年次的な取り組みを要望いたします。貸付金、実質累積欠損金のある第三セクターの健全化への対応では、貸付金によって賄われていることを強く認識するとともに、滝川市の財政に深刻な影響が及ぶことなく、さらなる経営努力に努められたい。

以上で会派みどりの賛成討論とします。

委員長
井 上

次に、新政会、井上委員。

それでは、新政会を代表いたしまして、第1予算審査特別委員会に付託されました議案第1号、平成29年度滝川市一般会計予算及び関連議案につきまして可とする立場で討論をいたします。

平成29年度予算は、滝川市まち・ひと・しごと総合戦略と滝川市財政健全化計画の3年目であり、将来に向けた投資を図るなど、効率的、効果的な予算編成に努力されました市長を初めとする市理事者、関係職員の皆様に敬意を表します。

以下、若干の意見を述べて討論とさせていただきます。

歳入、国や道の動向を的確に捉え、交付税、補助金等の確保に引き続き努力していただきたい。特にふるさと納税推進については、平成28年度まで積極的に取り組まれていることに敬意を表しますが、財政健全化計画で歳入確保におけ

る重要な役割を果たしており、地場産業の振興の観点から、滝川市の総合力を駆使して当てる必要があると考えます。また、農商工の連携、行政、議会の連携、産学官の連携などオール滝川で取り組み、本市の魅力発信の意識づけと体制が大切と考えるところでございます。

歳出、農林業費、農商工連携事業の推進は、地域農業者と民間企業のマッチングを通じて、市場から求められる野菜づくりや付加価値の高い農産物の地域形成が必要と考えます。また、本市は夕張ツムラの進出等があり、その連携による生薬の栽培など具体的課題に取り組む必要があると思います。いずれにいたしましても、生産者が持続可能に生計が立てられる、もうかる農業の仕組みづくりが必要と考えるところでございます。道営土地改良事業が市内7地区で実施されているところでございますが、これは生産基盤整備では滝川市内でも最も大きな土木事業でもあります。安全対策も含めて、関係者の理解と周知の徹底が必要と考えるところでございます。もう一つ、多面的機能支払交付金の事業の推進については、農家にとって、また関係地域住民にとっても重要な事業として定着してまいりました。この事業の円滑な運用について、市の一層の支援が必要と考えるところでございます。

土木費、新築住宅助成制度が新しく設けられ、人口減少に対応する制度として大いに期待されます。制度の市民への親切的な周知徹底を行い、利用促進を図っていただきたいと思います。もう一つは、住宅改修補助制度、住宅住み替え支援制度については、潜在需要が多くあることから、関係者の意見もよく聞いて、使いやすさも含めて制度の周知徹底を図られたい。

教育費、いよいよ本年7月、72ホールでグランドオープンを迎える石狩川河川敷パークゴルフ場ですが、既に72ホールのスケールメリットを生かして、メジャーな大会のミズノカップの誘致、そして北海道コカ・コーラとの連携など、担当者は非常によく努力されていると思います。市長は我がまち自慢のパークゴルフ場をつくることを公約し、それが実現するわけであります。まず、市民に愛されるパークゴルフ場でなければなりません。しかし、必ずしもこのパークゴルフ場は、アクセスがいいわけでもありません。また、水害のリスクもあります。そこで、このパークゴルフ場を成功させるには、パークゴルフを通じての健康増進と考えます。パークゴルフ場としての魅力づくりとあわせて、健康ポイントの導入など多くの工夫が必要と考えます。

以上申し上げて、新政会を代表しての討論といたします。

委員長
三 上

次に、公明党、三上委員。

公明党を代表し、第1 予算審査特別委員会に付託されました議案第1 号、平成29年度滝川市一般会計予算及び関連議案第16号から31号までを賛成の立場で討論いたします。

平成27年度に策定しました滝川市まち・ひと・しごと創生総合戦略、滝川市人口ビジョン、そして同時進行で進めている滝川市財政健全化計画を着実に遂行中の市長、理事者の皆様、そして働き方改革の中で仕事の質を高めながら日々奮闘されております職員の皆様に対し、心より敬意を表します。

以下、若干の意見を付して討論といたします。

歳入、歳入確保策として、ふるさと納税などの税外収入である公共施設の命名権、自治体事業に対するクラウドファンディングを積極的に導入していただきたい。

歳出、総務費、（仮称）女性活躍推進センターについては、財政難の折、新規に建設することなく、街なかの既存施設の活用を検討していただきたい。

民生費、ひとり親家庭の応援については、ひとり親家庭を応援するために各種手当、例えば経済的支援、保育と教育の支援、仕事に関する支援、住まいについての支援、法律に関する相談などを網羅した応援パンフレットを作成し、配布することに努めていただきたい。生活困窮者自立支援については、自立支援事業と住居確保給付金支給事業のほか、任意事業までの拡充に努めていただきたい。

衛生費、不妊治療費助成については、特定不妊治療費助成までの拡充に努めていただきたい。じん芥収集については、滝川クリーン環境協同組合への委託になることで効率ある運営を期待するところではありますが、公共サービスを担うことから、何よりも安定運営に努めていただきたい。

商工費、栄町3－3地区再開発のそもそもの開発目的は、商店街、中心街にかつてのにぎわいを取り戻し、周辺に経済的な波及効果を及ぼすことであります。そのようなことから、3－3地区内あるいは周辺に商業施設や各種イベントを行うことのできる広場の設置に努めていただきたい。

土木費、災害に備え、道路側溝の定期清掃に努めていただきたい。

教育費、石狩川河川敷パークゴルフ場は、経営についての課題を抱えるものの、市民に愛され、利用され、市民の健康増進に寄与することが目的であります。そのことを最優先することに努めていただきたい。

以上、賛成討論といたします。

最後に、日本共産党、清水委員。

私は、日本共産党を代表し、議案第1号、一般会計及び議案第26号を除く関連議案を可とする立場で、また第26号を否とする立場で討論を行います。

初めに、人口減少、実質賃金の低下、年金の減少などによる地域経済の衰退、国の悪政による地方交付税の減少と用途限定の交付金制度などの中で新年度予算を編成された理事者、職員の皆様に敬意を表します。

新年度予算の特徴と執行における課題について述べます。

第1は、5年間に5億円の収支改善を目指す財政健全化計画の3年目であることから、施設、事業の見直しが進められます。

第2は、小中学校の建てかえ、大規模改修の補助金が国の予算減額で採択されない状態が続き、最優先の建設事業である小中学校の整備が凍結されています。しかし、新年度から施設整備方針策定作業が再開されます。平成30年度基本設計など、連続した整備に戻す必要があります。

第3は、財政健全化のしわ寄せが市営住宅の指定管理化として行う結果、市民の窓口利用が市庁舎から1キロも離れ、道内で最も不便になります。

第4は、滝川ふれ愛の里の入浴者数の減少で、指定管理代行負担金が4年前より2,500万円以上ふえ4,000万円を超え、このままの状態が続けば、市民の福祉のためという理由が成り立たない段階になっています。

第5は、一般廃棄物収集運搬委託業務の5年契約を、3社それぞれとの契約から、協同組合との1本の契約に変更されます。これは、過去に廃掃法違反の許可取り消しで市民に多大な迷惑をかけた企業が、組合構成員として市との直接契約なしに委託業務に復帰できることであり、協同組合の意向が結果として通ることになります。しかも、この契約は5年契約で、11億円を超える委託契約

委員 長
清 水

です。財政健全化で聖域はつくらないとの方針との整合性が問われます。

第6は、今後公共施設ストックマネジメントにかかわるさまざまな計画づくりが進められます。滝川市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく、国の交付金事業を見据えたものとして、女性活躍推進センター、調査を受けた計画、生涯活躍のまち構想事業、市内に71カ所ある公園の統合、縮小を見据えた緑の基本計画、文化ゾーンの集約計画である文化芸術分野を活性化するための基本方針をもとにした計画、江部乙地域におけるコミュニティ拠点基本構想などです。緊急性、必要性、広域連携、ソフト事業とのバランス、財政見込みなどを市民に示し、市民とともに進める必要があります。

第7は、市立病院の資金繰りが悪くなっている最大の原因は、一般会計からの繰り出し不足です。その額は、地方公営企業法で約4億円です。市立病院の経営改革のため、一般会計の大きな課題です。

第8は、市の嘱託職員、臨時職員が産前産後休暇、育児介護休暇の対象外になっている問題です。新年度は、まず嘱託職員について要綱を整備して、早期に休暇をとり、雇用保険給付金を受け、職場に復帰できるようにすることが求められています。臨時職員についても法改正を待たずに改善できることはないか、真剣な検討が必要です。これらを放棄して女性活躍推進センターや子育て世代包括支援センターを整備するようでは、本気度が問われます。

第9は、子育て世代を支援する政策の一部が、財政問題が原因で進まないことです。就学援助は支給額の2分の1以内、私立幼稚園就園奨励費補助金は3分の1以内となっていますが、それぞれ2分の1に対し27パーセントと大きく下回り、また3分の1に対し31パーセントと若干下回っています。これを市の独自財源で補って実施をしています。また、15人の学びサポーター、また3、4学年の35人学級、体育施設や文化施設、児童館、児童センターは全額一般財源、放課後子ども教室、放課後児童クラブには、国からの交付金は3割程度です。新年度からの新築助成や継続する中古住宅家賃補助も、国の交付金は2分の1です。子育て世代への施策の国の財政が厳しい中で、これら事業を全力で継続していただきたいと思います。

第10は、二の坂保育所建てかえに向けた基本計画が進められます。有利な財源を使えるのは民間に限られるとのことですが、保育所数を守る方針について評価いたします。実現に向け、保護者、事業者を交えた検討を求めます。

第11は、市税の滞納者に対する行政サービス制限が引き続き続けられることは問題です。対象は結果として全てが子育て世代で、しかも制限で支給の減額や停止される額が大きいことです。27年度、就園奨励費補助金は園児1人当たり平均11万7,000円で14件、上下水道料金減額で8件ありました。また、28年度、就園奨励費補助金のサービス制限は8件で、1人当たり11万9,000円です。この就園奨励費補助金のサービス制限の経過について、答弁で、6月に申請し、9月に認定、そして10月から12月までに再申請をする。この間に全額納付か、あるいは納付約束をとりながら、当年度の分について全額履行、見直しがされれば支給されるということが述べられています。こういうことが子育て世代61世帯に対し行われています。税金の納入問題でここまで行うことがこれらの市民に与える影響は、はかり知れないと思います。

次に、幾つかの提案を行います。

第1は、市内賃金を上げるため、公契約条例を視野に入れ、公契約先の賃金調

査に踏み出すことです。雇用されている社員からの任意のアンケートを求めることもできます。道内の自治体でも、社会保険加入を義務づけ、賃金台帳の提出を求めているところもあります。営利企業に指定管理や委託をする場合、法人として利益を計上することは当然です。一方、積算のうち利益に転嫁できるのは、福利厚生費や機械損料、光熱水費ではありません。人件費部分です。余りにも積算と賃金の差が大きいのであれば、直営に戻すことも含め検討すべきです。

第2は、地元企業が求める人材を移住定住に求めることに異論はありませんが、中空知職業訓練センターの充実で、地元にあふれる非正規労働者の能力向上を支援することを求めます。

第3は、農業後継者、新規就農者への支援を抜本的に強化することを求めます。

第4は、商業、農業の政策融資の原資貸付金は総額2億5,000万円近くになっています。マイナスあるいはゼロ金利の状態では原資貸付金を停止し、金利や手数料等が発生する場合にその額を支払う方式に変更することの検討を求めます。

第5は、連帯納税義務の滞納者に対する行政執行についてです。連帯納税義務者の滞納者数も把握していないとの答弁で、後日報告されますが、大変不十分と言わざるを得ません。抜本的な改善を求めます。

最後に、議案第26号、滝川市都市公園条例の一部を改正する条例への反対理由を述べます。

日本共産党は、健康づくりと生涯スポーツの観点で、石狩川河川敷パークゴルフ場建設には、2年前非常事態宣言を前田市長がしたときを除き、賛成してまいりました。しかし、既存のパークゴルフ場を残すことを一貫して強く求めてまいりました。西公園パークゴルフ場は1990年に市が完成させましたが、滝川パークゴルフ協会の奉仕活動もあつての整備完成でした。その後26年間、パークゴルフ協会の半ばボランティアで運営されてきました。今、パークゴルフにより健康を支えている人たちのパークゴルフ場を守ることが大変大事です。多くの方が自転車を通えるパークゴルフ場を守るためには、維持管理費として年間100万円あれば可能と考えます。今、石狩川河川敷パークゴルフ場への交通弱者対策が不十分な中では、西公園を廃止するこの条例に賛成できません。

以上、討論といたします。

委員長

以上で討論を終結いたします。

討論要旨につきましては、整理をして、3月24日までに事務局へ提出をしてください。

採決

委員長

これより採決を行います。

まず初めに、反対討論のありました議案のうち

議案第1号 平成29年度滝川市一般会計予算

を挙手により採決をいたします。

本案を可とすべきものと決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長

挙手多数であります。

よって、本案は可とすべきものと決しました。

次に

議案第26号 滝川市都市公園条例の一部を改正する条例

を挙手により採決をいたします。
本案を可とすべきものと決することに賛成の方の挙手を求めます。
(賛成者挙手)

委 員 長

挙手多数であります。
よって、本案は可とすべきものと決しました。
次に、残りの
議案第16号 滝川市保健福祉部の公の施設の指定管理者の指定に係る管理期間の特例に関する条例
議案第17号 滝川市産業振興部の公の施設の指定管理者の指定に係る管理期間の特例に関する条例
議案第18号 滝川市自転車の安全利用の促進及び自転車等の放置の防止等に関する条例
議案第19号 滝川市税条例の一部を改正する条例
議案第20号 滝川市手数料条例の一部を改正する条例
議案第21号 滝川市文化センター条例の一部を改正する条例
議案第22号 滝川市石狩川河川敷パークゴルフ場条例の一部を改正する条例
議案第23号 滝川市老人福祉センター条例の一部を改正する条例
議案第24号 滝川市丸加高原健康の郷条例の一部を改正する条例
議案第25号 滝川市住宅改修の促進に関する条例の一部を改正する条例
議案第27号 滝川市老人ホーム条例を廃止する条例
議案第28号 公の施設の指定管理者の指定について（航空科学センター）
議案第29号 公の施設の指定管理者の指定について（老人福祉センター）
議案第30号 公の施設の指定管理者の指定について（ふれ愛の里（地ビール製造施設を除く。）等）
議案第31号 公の施設の指定管理者の指定について（スポーツセンター等）
の15件を一括採決いたします。

本案をいずれも可とすべきものと決することに異議はございませんか。
(異議なしの声あり)

委 員 長

異議なしと認めます。
よって、本案はいずれも可とすべきものと決しました。
お諮りをいたします。委員長報告書につきましては、正副委員長にご一任願えますか。

(異議なしの声あり)

委 員 長

そのように決定させていただきます。
以上で本委員会に付託されました事件の審査は全て終了いたしました。

挨拶

委 員 長

この場合、市長から発言の申し出がございますので、これを許したいと思えます。

市 長

それでは、委員長のお許しをいただきまして、第1 予算審査特別委員会の閉会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。
荒木委員長、田村副委員長初め委員各位におかれましては、本委員会に付託されました議案に対しまして精力的に審査、審議賜り、ただいまいずれも可としてご認定をいただきましたことに心から感謝を申し上げたいと思えます。本委員会を通じましての議論、そしてただいまの討論で付されました意見、それぞ

委員長

れを参考にしながら予算の執行に当たる所存でございますので、今後ともご指導をよろしくお願い申し上げたいと思います。

以上申し上げまして、本委員会閉会に当たりましてのご挨拶とします。大変ありがとうございました。

退任に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

田村副委員長におきましては、体調上のこととはいえ2日間欠席を余儀なくされたこと、そして委員会開催中に二、三混乱がございましたことをおわび申し上げます。委員の皆様には本当に精力的なご質疑をいただきました。そして、職員の皆様には真摯なご答弁をいただきましたことにこの場をおかりし厚く御礼を申し上げ、退任に当たってのご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

以上で第1予算審査特別委員会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

閉 会 15:07